

京都市告示第 4 6 1号

都市計画法（以下「法」という。）第 2 1 条第 2 項の規定において準用する法第 1 9 条第 1 項の規定により、京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）防火地域及び準防火地域を変更したので、法第 2 1 条第 2 項の規定において準用する法第 2 0 条第 1 項の規定により次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により当該都市計画の図書を縦覧に供します。

令和元年 1 2 月 6 日

京都市長 門川 大作

1 都市計画を変更する土地の区域

京都市中京区西ノ京永本町，西ノ京原町，西ノ京東中合町，西ノ京西月光町，西ノ京銅駝町，西ノ京下合町，西ノ京南原町，西ノ京樋口町，西ノ京船塚町，西ノ京東月光町，
壬生東高田町の各一部

京都市下京区中堂寺北町，中堂寺庄ノ内町，中堂寺栗田町，西七条東御前田町，西七条御前田町，西七条赤社町の各一部

京都市右京区西院南高田町の一部

京都市伏見区北端町，毛利町，竹田中内畑町，竹田西内畑町，竹田浄菩提院町，竹田松林町，竹田田宮町，竹田鳥羽殿町，竹田真幡木町，竹田藁屋町，中島北ノ口町，下鳥羽東芹川町の各一部

2 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 4 8 8 番地

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

(都市計画局都市企画部都市計画課)